

3-5 亀戸景観重点地区

3-5-1 亀戸景観重点地区

江東区北東部に位置する亀戸地区は、かつては「亀島」と呼ばれる島でした。その後陸続きとなり、江戸中期には横十間川、北十間川、豎川が開削され、概ね現在の地形になりました。

亀戸地区には、亀戸天神社や亀戸香取神社、亀戸浅間(せんげん)神社などの神社仏閣、舟運の歴史を伝える亀戸水上公園など豊富な歴史・文化的資源があります。また、より身近な生活空間の中にも多様で魅力ある資源が豊富にあり、これらの資源を、亀戸駅を中心として南北に走る明治通りや、地区外周のみどり豊かな横十間川、北十間川、旧中川などがつないでいます。

さらに、地区の周辺には、小名木川や川の駅、横十間川親水公園、扇橋閘門などがあり、東京スカイツリー®（Rマークは、登録済みの商標につけられるものであり、以下省略します。）といった新たな観光スポットとの連携も期待されています。

なお、地区の方々が集めた生活空間の中の身近な魅力ある資源（準文化財や親しみのあるものなど合計160点）は、「かめいと福都心単語帳（呼称「かめたん」）」に編纂されています。

以上のことから、こうした魅力を後世に継承するため、亀戸地区において、重点的に景観の誘導および保全を図る地区を「亀戸景観重点地区」として位置づけることとしました。

3-5-2 対象区域

「亀戸景観重点地区」は、亀戸天神社や亀戸香取神社など歴史・文化的資源が集積する「亀戸3丁目周辺区域」、亀戸駅から南北に伸びる「明治通り沿い区域」、地区を取り囲む「横十間川沿い区域」や「北十間川沿い区域」および「旧中川沿い区域」を地区指定することにより、歴史・文化的資源周辺の「核」としての景観づくりと、人々が往来する通りや河川の「軸」としての景観づくりを通じて、つながり、広がる景観づくりを目指します。（7頁－対象区域図）

各区域に含まれる町丁目は、以下のとおりです。

① 亀戸3丁目周辺区域

亀戸二丁目の一部、亀戸三丁目

② 明治通り沿い区域

亀戸一丁目の一部、亀戸二丁目の一部、亀戸三丁目の一部、
亀戸四丁目の一部、亀戸五丁目の一部、亀戸六丁目の一部

③ 横十間川沿い区域

亀戸一丁目の一部、亀戸二丁目の一部、亀戸三丁目の一部

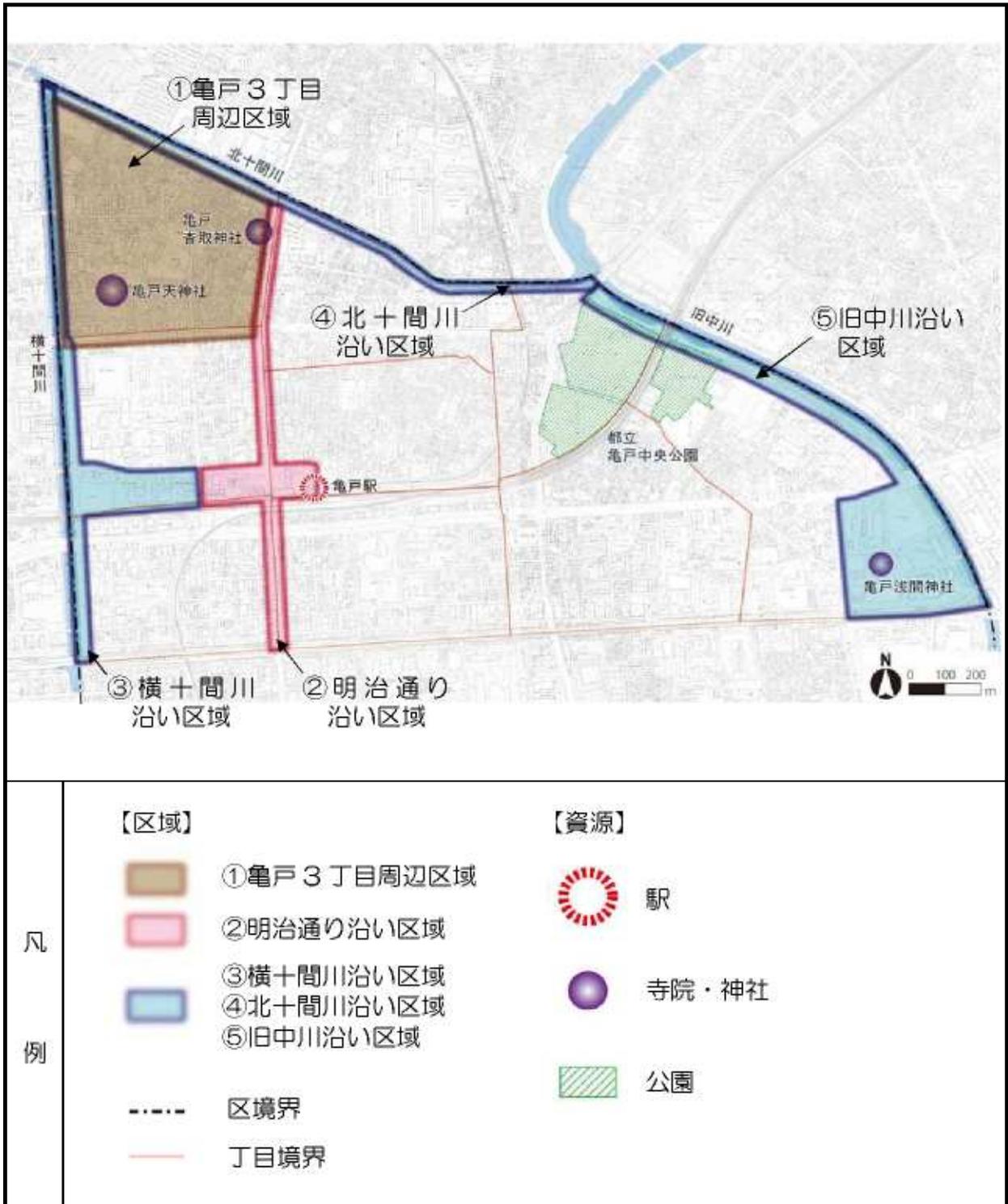
④ 北十間川沿い区域

亀戸三丁目の一部、亀戸四丁目の一部、亀戸八丁目の一部

⑤ 旧中川沿い区域

亀戸八丁目の一部、亀戸九丁目の一部

図 亀戸景観重点地区の指定範囲



※本図は、おおむねの区域を示したものです。

3-5-3 景観形成の目標

水辺に和む『福』都心

「亀戸景観重点地区」には、神社仏閣が多く建立され、縁起の良い土地、ご利益のある土地として育まれてきました。このことから「福を招くまち」として多くの人々が訪れ、下町ならではの和やかな雰囲気が残っています。

一方、亀戸駅周辺には、商業・業務機能が集積し、東京都の「副都心」としての発展が期待されています。

また、地区を取り囲む河川は、ウメやフジ、アジサイなど、亀戸ならではの彩りを感じられるみどりも多く存在するとともに、カヌーなどの水上レジャーや回遊観光など、今後更なる活用が期待されます。

以上のことから、こうした多様な景観資源を生かしながら発展する“水辺に和む『福』都心”の創造・継承を目標に、以下の景観づくりを進め、景観の保全・創出を図ることとします。

① 亀戸天神社や亀戸香取神社を中心に、亀島からはじまる歴史・文化を継承する景観づくり



【亀戸香取神社】

亀戸天神社や亀戸香取神社といった歴史・文化的資源を核に、地域に住む人々の気取らない活気や、亀戸を訪れる人々を迎え入れる温かさを後世に伝える景観づくりを進めます。

② 暮らしの中で水辺を身近に感じ、新たな関わりを育む景観づくり



【横十間川と亀戸水上公園】

生活する人々が日常の暮らしの中で、水辺を身近に感じ、また、亀戸を訪れる人々も水辺に集い、まちと水辺の新たな関係が生まれるような景観づくりを進めます。

③ ウメやフジ、ハギやアジサイなど 亀戸ゆかりの彩りあるみどりを生かした景観づくり



【亀戸梅屋敷/小林清親】

亀戸天神社や亀戸香取神社の境内をはじめ、河川沿いなどに色づく亀戸ゆかりのみどりを、日常の暮らしの中でも身近に感じることのできる景観づくりを進めます。

3-5-4 景観形成の基本方針（景観法第8条第3項）

景観形成の目標である“水辺に和む『福』都心”としての魅力向上に向けて、各区域の基本方針を次のように定めます。今後は、各区域のつながりを意識し、連携しながら、亀戸景観重点地区全体の良好な景観形成を目指します。

表 景観重点地区の区域名称とその基本方針等

区域	特性	基本方針	主な景観資源
①亀戸3丁目周辺区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀戸天神社や亀戸香取神社をはじめとした歴史ある神社仏閣が集積しており、亀戸七福神も集まっています。 ・ 香取大門通り会は、昭和レトロな雰囲気があります。 ・ 路地などは、下町らしい雰囲気があります。 ・ 亀戸香取神社の鳥居や亀戸天神社と、東京スカイツリーの対比が美しい景観となっています。 	<p>「亀井戸を伝える ～時代(とき)を伝えるやすらぎのまち～」</p> <p>亀戸天神社や亀戸香取神社を中心として、様々な時代の面影がにじむ魅力ある空間づくりを行う。</p>	<p>亀戸天神社(藤棚、灯籠など)、亀戸香取神社(亀ヶ井の碑、こんにやくみこしなど)、香取大門通り会、天祖神社、光明寺、普門院、龍光寺、龍眼寺、長寿寺、亀戸三丁目天神町会会館、路地、馬頭観音、入神明宮跡、梅屋敷跡、梅屋敷伏見稻荷神社、亀戸観光協会、亀戸天神通り商店街、土蔵</p>
②明治通り沿い区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀戸十三間通商店街は、個性的な店舗が連続し、毎週日曜日は、歩行者天国が実施されます。 ・ 平成24年夏、豊川に架かる五之橋付近に、和風庭園「三代豊国五波亭園」が整備されました。 ・ 五ノ橋豊国通り商店会は、「食」を中心とした個性的な店舗が並ぶ商店街で、「三代豊国五波亭園」の整備に伴い、現在の名称に変更しました。 ・ 平成25年3月、亀戸四丁目交差点に面する敷地に、地域活性化と観光振興を目的とした施設「亀戸梅屋敷」がオープンしました。 	<p>「亀ぶら ～歩いて楽しい商店街～」</p> <p>亀戸3丁目周辺区域などへのいざないを意識し、ぶらぶらと歩いて楽しめる空間づくりを行う。</p>	<p>亀戸十三間通商店街、五ノ橋豊国通り商店会、亀戸天神通り商店街、亀戸駅、亀戸五丁目中央通り商店街、カメラアプラザ、亀戸駅前公園、亀戸梅屋敷、亀戸増田ポンプ所、五之橋、旧千葉街道の石碑、三代豊国五波亭園、亀戸香取神社、龍光寺</p>

区域	特性	基本方針	主な景観資源
③横十間川沿い区域	<ul style="list-style-type: none"> 横十間川は、「十間（約18m）」の名の通り、川幅が広いことが特徴であり、ゆったりとした空間が形成されています。 横十間川沿いやその周辺には、龍眼寺や亀戸天神社などの歴史的資源が分布しています。 亀戸乗船場をはじめとして、舟運の名残が感じられます。 亀戸二丁目団地は、みどり豊かな空間となっており、平成2年には、江東区まちなみ景観賞を受賞しました。 現在、護岸整備に伴う遊歩道の整備が計画されています。 	<p>「まちとの共演 ～まちへと広がる水辺の縁側～」</p> <p>水辺とまちが一体となり、龍眼寺や亀戸天神社といった歴史を身近に感じることができ、親しみが生まれる空間づくりを行う。</p>	<p>横十間川、柳島付近、天神橋乗船場、亀戸水上公園、亀戸乗船場、河川沿いの遊歩道、龍眼寺、長寿寺、馬頭観音、日清紡績創業の碑、亀戸二丁目団地の植栽（江東区まちなみ景観賞受賞）、亀戸銭座跡、旅所橋、天神橋、文泉公園、亀戸児童館</p>
④北十間川沿い区域	<ul style="list-style-type: none"> 北十間川は、横十間川と旧中川を結んでいます。 北十間川沿いや浅草通り沿いには、祐天堂や梅屋敷跡をはじめ、歴史的資源が点在しています。 福神橋は、亀戸フェスタをはじめとしたイベントで利用されています。 川筋の先には、東京スカイツリーが見え、福神橋や柳島歩道橋などは、ビュースポットとして人が多く集まる場所になっています。 護岸や遊歩道の整備が行われています。 	<p>「歴史と自然をつなぐ水の流れ（みち）～人とまちがつながる～」</p> <p>歴史・文化的資源が集積する亀戸三丁目と自然豊かな亀戸八、九丁目をつなぐ架け橋として、人とまちをつなげるような、一体感のある表情豊かな空間づくりを行う。</p>	<p>北十間川、河川沿いの植栽・遊歩道、福神橋、柳島歩道橋、小原橋、常光寺、梅屋敷跡、祐天堂、天祖神社、龍光寺、柳島付近</p>
⑤旧中川沿い区域	<ul style="list-style-type: none"> 護岸をはじめ、自然豊かな親水空間となっており、ふれあい橋付近ではアシサイが植栽されています。 旧中川沿いでは、都立亀戸中央公園と一体的に、水とみどり豊かな空間が形成されています。 亀戸浅間神社や富士塚（斧塚（こうがいづか））、逆井の渡し跡などの歴史・文化的資源が点在しており、『逆井の渡し跡』については、記念碑が設置されています。 ふれあい橋付近では、カヌーなどの水辺レクリエーションが楽しめます。また、平成25年3月には、旧中川沿い大島地区において川の駅が整備され、水陸両用バスが導入されました。 旧中川沿いでは、市街地再開発事業が行われました。 	<p>「自然を楽しむ ～カヌーも楽しめる水辺とまちのふれあい空間～」</p> <p>豊かな自然やみどりを生かし、カヌーなどの水辺レクリエーションを楽しむことができ、河川沿いの暮らしとも調和した開放的な空間づくりを行う。</p>	<p>旧中川、河川沿いの空間（土手、植栽、遊歩道）、都立亀戸中央公園（サザンカなど）、亀戸中央公園乗船場、亀戸九丁目緑道公園、亀戸緑地公園、亀戸浅間神社、亀戸浅間公園、富士塚（斧塚（こうがいづか））、逆井橋（逆井の渡し跡および記念碑）、ふれあい橋、亀小橋</p>

3-5-5 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

次に掲げる建築行為等を行おうとする者は、景観法第16条第1項の規定に基づき、資料編の建築行為等の届出日、届出に関する必要書類を確認のうえ、区長に対して届出を行うものとします。

届出の際には、景観法第8条第4項第2号に規定する規制又は措置の基準である「亀戸景観重点地区における景観形成基準」に適合するものとします。

また、この亀戸景観重点地区では、全ての地域において「下町水網地域の景観形成基準」も併せて適用されます。

なお、この景観形成基準（建築物又は工作物の形態・意匠に関わるものは除く。）に適合しないと認められるときは、景観法第16条第3項に規定する「勧告」の対象となり、建築物又は工作物の形態・意匠に関わるものについては、景観法第17条第1項に規定する「変更命令」の対象となります。

※地区・区域・エリアの考え方

① 地区（44頁参照）

地区内の多様な魅力を後世に継承するため、重点的に景観の誘導および保全を図る地区として位置づけた景観重点地区のこと。

特性の異なる「区域」から成り立っています。

② 区域（45頁参照）

景観重点地区を構成する「区域」のこと。

内在する資源の状況や立地状況など、異なる特性ごとに「区域」を設定しています。

③ エリア（52頁参照）

区域の中を細分化した「エリア」のこと。

内在する資源の分布状況やまちなみなど、異なる特性ごとに「エリア」を設定しています。

表 亀戸景観重点地区における届出事項

届出行為	届出対象
建築物の建築等 ・ 歴史・文化的資源 ・ 建築物等 ・ 緑化 ・ 眺め	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
工作物の建設等 ・ 歴史・文化的資源 ・ 工作物 ・ 緑化 ・ 眺め	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（広告塔・広告板は除く） （１）建築基準法施行令第１３８条に定める工作物（※） ①煙突 高さ 6m 以上 ②RC柱・鉄柱・木柱 高さ15m 以上 ③装飾塔・記念塔 高さ 4m 以上 ④高架水槽・サイロ・物見塔 高さ 8m 以上 ⑤擁壁 高さ 2m 以上 ⑥昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの （回転運動を有する遊戯施設を含む） 築造面積1,000㎡以上又は高さ15m以上 ⑦製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫その他これらに類するもの 築造面積1,000㎡以上又は高さ15m以上 （２）都市景観条例で定めるその他の工作物 ①垣・さく・金網・門・塀（建築物を除く） 高さ 2m 以上 かつ 長さ10m 以上 ②立体駐車場（建築物を除く） 高さ 6m 以上 ③アンテナ 高さ 6m 以上 ④受水槽・冷却塔（建築設備を除く） 高さ 6m 以上 ⑤橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの
開発行為 ・ 歴史・文化的資源 ・ 緑化 ・ 眺め	開発区域面積500㎡以上
みどりに関する事項（伐採・移植を含む。） ・ 歴史・文化的資源 ・ 緑化 ・ 眺め	（１）土地の面積100㎡以上の集団を形成している樹木 （２）地上150cmの高さにおける幹の周囲が60cm以上の樹木 （３）高さ5m以上ある樹木

※架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※各届出行為に係わる景観形成基準の事項を上表の破線枠内に示す。

3-5-6 亀戸景観重点地区における景観形成基準（景観法第8条第4項第2号関係）

(1) 区域別事項

※平成26年11月1日に江東区景観計画を一部改定し、下記の事項を追加しました。
平成27年1月5日届出から適用となります。
「集合住宅のバルコニーやベランダについては、道路から洗濯物が見えにくい構造・意匠とするとともに、エアコンの室外機等が目立たないよう配慮する。」

① 亀戸3丁目周辺区域

(ア) 区域全体の共通基準

事項	基準	
歴史・文化的資源	□歴史・文化的資源の周辺は、それらと調和し、その雰囲気を妨げないよう配慮する。	
建築物等	配置 高さ・規模	□建築物は、歴史・文化的資源や周辺のまちなみとの調和に配慮する。
	形態・意匠・ 色彩 (※)	□建築物は、建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物の形態やまちなみとの調和を図る。 □外壁は、長大で単調な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。 □建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体との調和を図るとともに、周辺景観との調和を図る。 □色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
	附属施設・ 外構等	□建築物に附属する駐車場、ゴミ置場、受水槽などの施設は、周囲からの見え方を考慮し、配置や形態・意匠などを工夫する。
工作物	□工作物は、歴史・文化的資源や周辺のまちなみおよび建築物本体との調和を図る。 □色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。	
緑化	□寺社境内など、歴史・文化的資源周辺のみどりは、美しく見えるよう工夫する。 □玄関先や通り沿いなどは、植栽を配置するなど、区域全体で四季を感じられるよう工夫する。 □植栽は、地域に根差したものを積極的に活用するよう努める（ウメ、アジサイ、ハギなど）。	
眺め(※)	□歴史・文化的資源の眺めを妨げないよう配慮する。 □寺社境内や路地などからの東京スカイツリーの眺めを妨げないよう工夫する（歴史・文化的資源と現代のランドマークが融和した風景の保全）。	

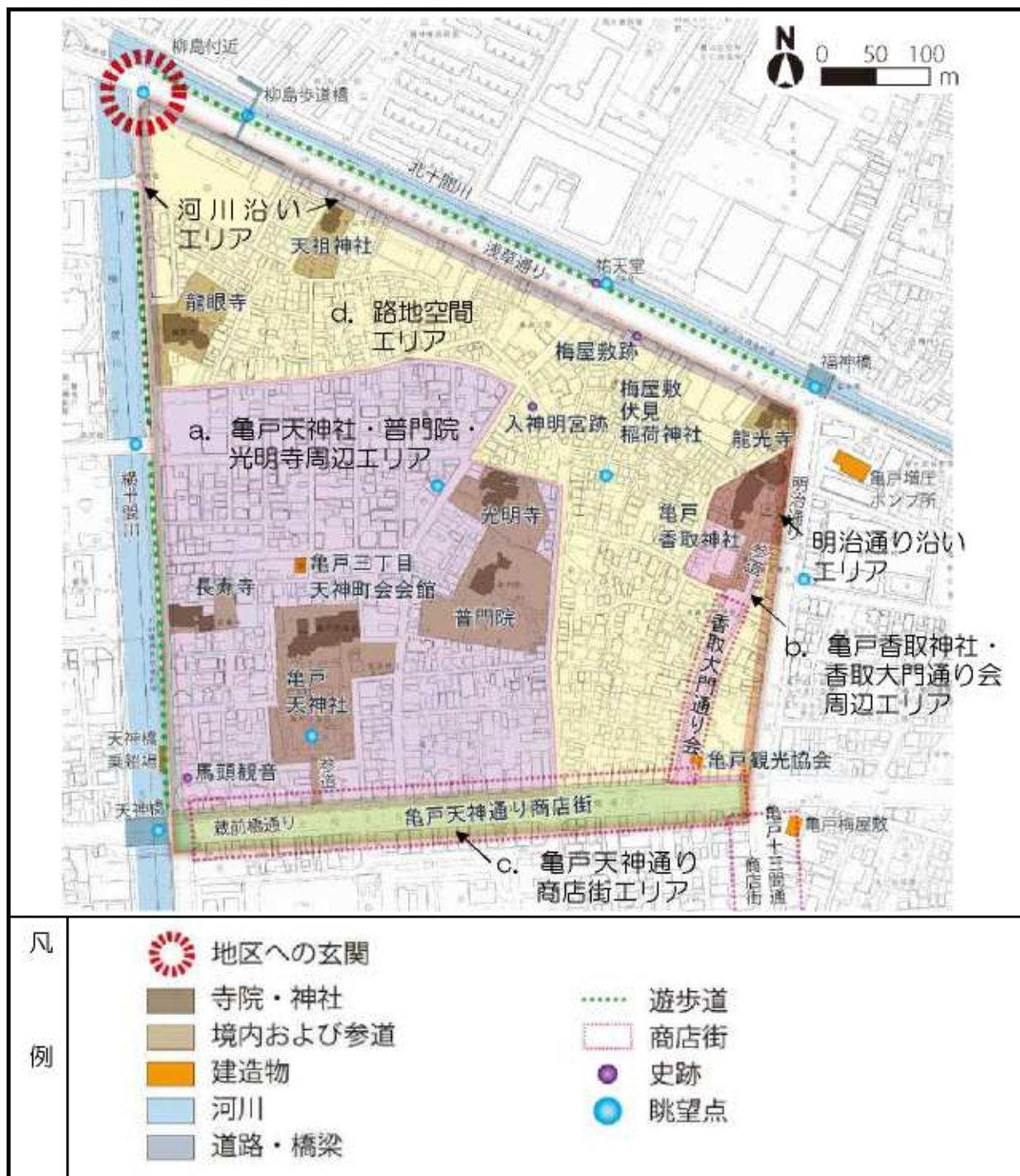
※亀戸景観重点地区（各区域の共通基準および区域内の各エリア）の事項「眺め」に関する基準について

- a. 「資源の眺めを妨げない」とは、各基準において設定した参道などの眺望点から眺めの対象となる資源を見たときに視界に入る建築物の建築や工作物の建設等を行う際に、眺めの対象およびその周辺景観と調和し、資源を生かすよう形態・意匠、外構等に配慮することを指す。
- b. 「空間の眺めを妨げない」とは、各基準において設定した橋などの眺望点から見たときに視界に入る建築物の建築や工作物の建設等を行う際に、河川との一体的な空間など、眺めの対象となる連続した空間を著しく阻害しないよう配置や形態・意匠等に配慮することを指す。

(イ) 各エリアの基準

当区域では、区域全体の共通基準に加え、区域を細分化したエリアの特徴に応じた基準を設けています。各エリアの景観形成基準は、次ページに示します。なお、「河川沿いエリア」および「明治通り沿いエリア」は、「横十間川沿い区域」、「北十間川沿い区域」、「明治通り沿い区域」にそれぞれ準じます。

図 亀戸3丁目周辺区域のエリア区分図



※亀戸3丁目周辺区域の景観形成基準（53ページ）で使用する「路地」とは、「d. 路地空間エリア」に形成されている狭い通りとします。

表 亀戸3丁目周辺区域における各エリアの景観形成基準

事項	基準				
	a. 亀戸天神社・普門院・光明寺周辺エリア	b. 亀戸香取神社・香取大門通り会周辺エリア	c. 亀戸天神通り商店街エリア	d. 路地空間エリア	
歴史・文化的資源	<p>□ 亀戸天神社、普門院、光明寺などの歴史・文化的資源と調和し、その雰囲気や妨げないよう配慮する。</p>	<p>□ 亀戸香取神社をはじめとする歴史・文化的資源と調和し、その雰囲気や妨げないよう配慮する。</p>	<p>□ 亀戸天神社の参道の入口付近は、鳥居が引き立つよう配慮する。</p>	<p>□ 天祖神社や龍眼寺などの歴史・文化的資源と調和し、その雰囲気や妨げないよう配慮する。</p> <p>□ 梅屋敷伏見稻荷神社や土蔵が残るまちの面影を妨げないよう配慮する。</p>	
建築物等	配置高さ・規模	<p>□ 建築物は、亀戸天神社、普門院、光明寺などの歴史・文化的資源に対して圧迫感を与えないよう、配置や高さ・規模を工夫する。</p>	<p>□ 亀戸香取神社周辺は、神社や参道の雰囲気との調和に配慮する。</p> <p>□ 建築物は、亀戸香取神社に対して圧迫感を与えないよう、配置や高さ・規模を工夫する。</p>	<p>□ 亀戸天神社の参道付近の建築物は、参道の趣との調和に配慮する。</p> <p>□ 建築物は、歩道に対して圧迫感を与えないよう、配置や高さ・規模を工夫する。</p>	<p>□ 建築物は、落ち着いた生活空間と調和するよう、配置や高さ・規模を工夫する。</p>
	形態・意匠・色彩	<p>□ 建築物は、歴史・文化的資源と調和するよう、形態・意匠などを工夫する。</p> <p>□ 建築設備は、通りから見えないよう、または建築物と一体的に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。</p> <p>□ 色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p>	<p>□ 香取大門通り会の沿道や入口の建築物は、昭和レトロな雰囲気と調和するよう、形態・意匠および素材などを工夫する。</p> <p>□ 建築設備は、通りから見えないよう、または建築物と一体的に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。</p> <p>□ 色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p> <p>□ 香取大門通り会の看板は、昭和レトロをイメージし、形態・意匠などを工夫する。</p>	<p>□ 建築物は、歴史・文化的資源と調和するよう、形態・意匠などを工夫する。</p> <p>□ 建築設備は、通りから見えないよう、または建築物と一体的に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。</p> <p>□ 色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p> <p>□ 亀戸天神通り商店街は、亀戸天神社とのつながりを意識し、歩きやすい空間となるよう工夫する。</p>	<p>□ 建築物は、落ち着いた生活空間と調和するよう、形態・意匠などを工夫する。</p> <p>□ 建築設備は、通りから見えないよう、または建築物と一体的に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。</p> <p>□ 色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p> <p>□ 路地沿いは、落ち着いた雰囲気が感じられ、そぞろ歩きを楽しめるよう工夫する。</p>
	附属施設・外構等	-	-	-	-
工作物	形態・意匠・色彩	<p>□ 工作物は、周辺のまちなみや建築物本体と調和するよう、形態・意匠などを工夫する。</p> <p>□ 色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p>	<p>□ 工作物は、神社や参道の雰囲気および建築物本体と調和するよう、形態・意匠などを工夫する。</p> <p>□ 色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p>	<p>□ 工作物は、参道の趣や建築物本体と調和するよう、形態・意匠などを工夫する。</p> <p>□ 色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p>	<p>□ 工作物は、圧迫感の軽減を意識し、落ち着いた生活空間となるよう、形態・意匠などを工夫する。</p> <p>□ 色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p>
	緑化	<p>□ 社寺林などとの連続性を意識し、植栽の彩りや配置を工夫する。</p> <p>□ 植栽は、地域に根差したものを積極的に活用するよう努める。</p>	<p>□ 社寺林やアジサイなどとの連続性を意識し、植栽の彩りや配置を工夫する。</p> <p>□ 植栽は、地域に根差したものを積極的に活用するよう努める。</p>	<p>□ 店舗前は、プランターや植栽を配置するなど積極的に緑化を図り、通り沿いのみどりの連続性確保に努める。</p> <p>□ 植栽は、地域に根差したものを積極的に活用するよう努める。</p>	<p>□ プランターや植栽を配置するなど、みどりの連続性確保に努める。</p> <p>□ 植栽は、地域に根差したものを積極的に活用するよう努める。</p>
眺め	<p>□ 亀戸天神社境内の美しいみどりと空に映える東京スカイツリーの眺めを妨げないよう工夫する。</p>	<p>□ 明透通り沿いからの亀戸香取神社の鳥居と東京スカイツリーが直線に見える風景を妨げないよう工夫する。</p>	<p>□ 商店街の連続的な眺めを確保するよう努める。</p>	<p>□ 東京スカイツリーの眺望点となる場所は、そこからの眺めを生かすよう工夫する。</p>	

② 明治通り沿い区域

(ア) 区域全体の共通基準

事項	基準	
建築物等	配置 高さ・規模	□建築物は、亀戸 3 丁目周辺区域へのいざないを意識し、まちの個性や魅力が引き立つよう配慮する。
	形態・意匠・ 色彩 (※)	□建築物は、建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物の形態やまちなみとの調和を図る。 □外壁は、長大で単調な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。 □建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体との調和を図るとともに、周辺景観との調和を図る。 □色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
	附属施設・ 外構等	□建築物に附属する駐車場、ゴミ置場、受水槽などの施設は、周囲からの見え方を考慮し、配置や形態・意匠などを工夫する。
工作物	形態・意匠・ 色彩	□工作物は、周辺のまちなみや建築物本体との調和を図る。 □色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
	緑化	□敷地内や壁面・屋上などではできる限り緑化を図り、亀戸 3 丁目周辺区域や河川沿いの区域へとつながる緑化の空間づくりに努める。

※平成26年11月1日に江東区景観計画を一部改定し、下記の事項を追加しました。

平成27年1月5日届出から適用となります。

「集合住宅のバルコニーやベランダについては、道路から洗濯物が見えにくい構造・意匠とするとともに、エアコンの室外機等が目立たないよう配慮する。」

(イ) 各エリアの基準

当区域では、区域全体の共通基準に加え、区域を細分化した各エリアの特徴に応じた基準を設けています。各エリアの景観形成基準は、次ページに示します。

図 明治通り沿い区域のエリア区分図



表 明治通り沿い区域における各エリアの景観形成基準

事項	基準	
	a. 亀戸駅前エリア	b. 明治通り沿いエリア
建築物等	配置 高さ・規模	<p>□駅前広場に面した建築物は、公共空間との一体的な空間づくりに努める。</p> <p>□建築物は、歩道に対して圧迫感を与えないよう、配置や高さ・規模を工夫する。</p>
	形態・意匠・色彩	<p>□駅前広場に面した建築物や通りに面した建築物は、玄関口にふさわしい空間となるよう形態・意匠などを工夫する</p> <p>□建築物は、歴史ある亀戸の雰囲気を感じられる工夫を部分的に取り入れるよう努める。</p> <p>□建築設備は、通りから見えないよう、または建築物と一体的に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。</p> <p>□色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p> <p>□建築物は、歴史ある亀戸の雰囲気が感じられる工夫を部分的に取り入れるよう努める。</p> <p>□建築設備は、通りから見えないよう、または建築物と一体的に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。</p> <p>□色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p>
	附属施設・外構等	<p>-</p> <p>□明治通り沿いは、全体的に歩行者に配慮した空間となるよう工夫する。</p>
工作物	形態・意匠・色彩	<p>□工作物は、歴史ある亀戸の玄関口にふさわしい空間となるよう、形態・意匠などを工夫する。</p> <p>□色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p> <p>□亀戸四丁目交差点などポイントとなる箇所の工作物は、歴史ある亀戸の雰囲気を感じられるよう、形態・意匠などを工夫する。</p> <p>□色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p>
	緑化	<p>□亀戸駅前公園やバスターミナルのみどりを生かし、玄関口としてふさわしい緑化の空間づくりに努める。</p> <p>□既存の街路樹や植栽帯の他、壁面やベランダなどの緑化を図り、亀戸天神社や亀戸香取神社、河川沿いからのみどりの連続性確保に努める。</p>

③ 横十間川沿い区域

(ア) 区域全体の共通基準

事項	基準
歴史・文化的資源	□歴史・文化的資源の周辺は、その雰囲気を感じないよう配慮する。
建築物等	<p>配置 高さ・規模</p> <p>□建築物は、河川や遊歩道、公園などからの見え方を意識し、配置や高さ・規模を工夫する。</p> <p>□河川沿いの建築物は、ゆとりある空間を確保するなど、配置を工夫する。</p>
	<p>形態・意匠・ 色彩 (※)</p> <p>□建築物は、建築物全体のバランスだけでなく、河川沿いや周辺のまちなみとの調和を図る。</p> <p>□外壁は、長大で単調な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。</p> <p>□建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体との調和を図るとともに、周辺景観との調和を図る。</p> <p>□色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p>
	<p>附属施設・ 外構等</p> <p>□建築物に附属する駐車場、ゴミ置場、受水槽などの施設は、周囲からの見え方を考慮し、配置や形態・意匠などを工夫する。</p>
工作物	<p>□工作物は、水辺景観や歴史・文化的資源、周辺のまちなみおよび建築物本体との調和を図る。</p> <p>□色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p>
緑化	□水辺に似合う四季折々の植栽に努め、配置などを工夫する。
眺め	□舟や遊歩道、橋からの見え方を意識し、水辺の連続的な眺めを妨げないよう配慮する。

※平成26年11月1日に江東区景観計画を一部改定し、下記の事項を追加しました。

平成27年1月5日届出から適用となります。

「集合住宅のバルコニーやベランダについては、道路から洗濯物が見えにくい構造・意匠とするとともに、エアコンの室外機等が目立たないよう配慮する。」

(イ) 各エリアの基準

当区域では、区域全体の共通基準に加え、区域を細分化した各エリアの特徴に応じた基準を設けています。各エリアの景観形成基準は、次ページに示します。

図 横十間川沿い区域のエリア区分図



表 横十間川沿い区域における各エリアの景観形成基準

事項	基準		
	a. 横十間川沿いエリア	b. 文泉公園周辺エリア	
歴史・文化的資源	<ul style="list-style-type: none"> □龍眼寺をはじめとする歴史・文化的資源と調和し、その雰囲気을妨げないよう配慮する。 □柳島付近は、浮世絵（江戸名所百景）に描かれた、かつての趣を意識した空間となるよう工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> □文泉公園は、名称の由来（文銭）となっている「亀戸銭座」の歴史的な位置づけや背景を考慮した空間づくりに努める。 	
建築物等	配置 高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> □建築物は、水辺からの見え方を意識し、開口部（窓、ベランダなど）を河川側に設けるよう努める。 □建築物は、河川沿いの遊歩道や歴史・文化的資源などに対して圧迫感を与えないよう、配置や高さ・規模を工夫する。 □建築物は、通りに対して、うるおいやにぎわいをもたらすよう、見え方や空間構成を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> □通り沿いの建築物は、ゆとりある空間を確保するなど、配置を工夫する。
	形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> □建築物は、河川沿いの遊歩道や歴史・文化的資源などと調和するよう、形態・意匠などを工夫する。 □建築設備は、橋や水辺、舟などから見えないよう、または建築物と一体的に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。 □色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> □建築物は、文泉公園や通りなどからの見え方を意識し、まちなみと調和するよう、形態・意匠などを工夫する。 □建築設備は、通りから見えないよう、または建築物と一体的に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。 □色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
	附属施設・外構等	<ul style="list-style-type: none"> □照明は、落ち着きのある夜間景観に配慮する。 	
工作物	形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> □塀やフェンスなどは、龍眼寺をはじめとする歴史・文化的資源と調和し、その雰囲気を妨げないよう工夫する。 □色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> □工作物は、水辺景観に配慮し、形態・意匠などを工夫する。 □色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> □生態系に配慮し、水辺にふさわしい多様で豊かな緑化の空間づくりに努める。 □龍眼寺から連続するみどりの空間は、水辺と調和した四季折々の植栽を楽しむよう配置を工夫する。 □亀戸水上公園周辺は、みどりの連続性確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> □亀戸駅前から水辺へのみどりの連続性確保に努める。 □文泉公園周辺は、みどりの連続性確保に努める。 	
眺め	<ul style="list-style-type: none"> □橋や水辺、遊歩道、舟からの連続的な河川空間の眺めを妨げないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> □亀戸駅から水辺へと続く通りは、植栽や街路樹などにより、連続的な眺めとなるよう工夫する。 	

表 北十間川沿い区域の景観形成基準

事項	基準	
	北十間川沿いエリア	
歴史・文化的資源	□龍光寺や常光寺などの歴史・文化的資源と調和し、景観のつながりを意識した空間となるよう工夫する。	
建築物等	配置 高さ・規模	□建築物は、河川空間と一体となった東京スカイツリーの眺めを妨げないよう、配置や高さ・規模を工夫する。 □建築物は、水辺からの見え方を意識し、開口部（窓、ベランダなど）を河川側に設けるよう努める。
	形態・意匠・色彩 (※)	□建築物は、河川空間と一体となった東京スカイツリーの眺めや、上空への開放感を意識し、形態・意匠などを工夫する。 □外壁は、長大で単調な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。 □建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体との調和を図るとともに、周辺景観との調和を図る。 □建築設備は、橋や水辺、舟などから見えないよう、または建築物と一体的に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。 □色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
	附属施設・外構等	□建築物に附属する駐車場、ゴミ置場、受水槽などの施設は、周囲からの見え方を考慮し、配置や形態・意匠などを工夫する。 □照明は、落ち着いた夜の夜間景観に配慮する。
工作物	形態・意匠・色彩	□工作物は、水辺景観や歴史・文化的資源、周辺のまちなみおよび建築物本体との調和を図る。 □色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
緑化	□生物多様性を意識した緑化の空間づくりに努める。 □河川沿いは、みどりの連続性確保に努めるとともに、四季の変化や彩りを楽しめるよう、配置や種類などを工夫する。	
眺め	□福神橋や柳島歩道橋から見たときの、河川空間と一体となった東京スカイツリーの眺めを妨げないよう配慮する。	

※平成26年11月1日に江東区景観計画を一部改定し、下記の事項を追加しました。
平成27年1月5日届出から適用となります。
「集合住宅のバルコニーやベランダについては、道路から洗濯物が見えにくい構造・意匠とするとともに、エアコンの室外機等が目立たないよう配慮する。」

⑤ 旧中川沿い区域

当区域では、区域全体の共通基準として、「旧中川沿いエリア」の基準を設けています。景観形成基準は、次ページに示します。

図 旧中川沿い区域のエリア区分図

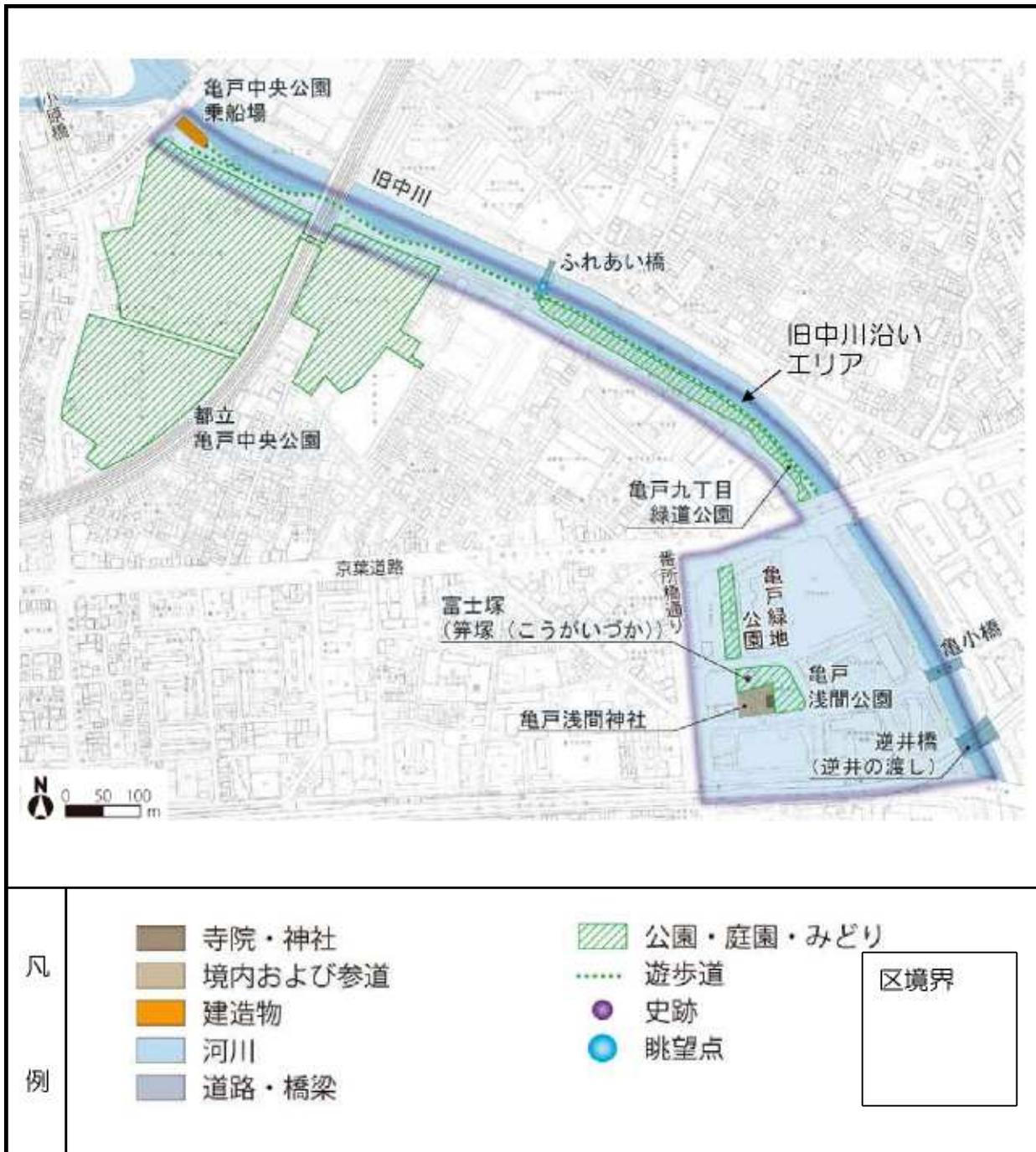


表 旧中川沿い区域の景観形成基準

事項	基準	
	旧中川沿いエリア	
歴史・文化的資源	<p>□ 亀戸浅間神社や富士塚（弁塚（こうがいつか））、逆井の渡しなど、歴史・文化的資源と調和し、その雰囲気を妨げないよう配慮する。</p> <p>□ 河川やまちと歴史・文化的資源とのつながりを意識した空間となるよう工夫する。</p>	
建築物等	配置 高さ・規模	<p>□ 河川沿いの建築物は、対岸の景観や開放的な河川空間と調和するよう、配置を工夫する。</p> <p>□ 建築物は、水辺からの見え方を意識し、開口部（窓、ベランダなど）を河川側に設けるよう努める。</p>
	形態・意匠・色彩 (※)	<p>□ 河川沿いの建築物は、対岸の景観や開放的な河川空間と調和するよう、形態・意匠などを工夫する。</p> <p>□ 亀戸浅間神社境内から見える建築物は、神社に圧迫感を与えないよう、形態・意匠などを工夫する。</p> <p>□ 外壁は、長大で単調な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。</p> <p>□ 建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体との調和を図るとともに、周辺景観との調和を図る。</p> <p>□ 建築設備は、橋や水辺、舟などから見えないよう、または建築物と一体的に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。</p> <p>□ 色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p>
	附属施設・外構等	<p>□ 建築物に附属する駐車場、ゴミ置場、受水槽などの施設は、周囲からの見え方を考慮し、配置や形態・意匠などを工夫する。</p> <p>□ 照明は、落ち着いたきのある夜間景観に配慮する。</p>
工作物	形態・意匠・色彩	<p>□ 工作物は、水辺景観や歴史・文化的資源、周辺のまちなみおよび建築物本体との調和を図る。</p> <p>□ 色彩は、119ページまたは124ページの色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p>
緑化	<p>□ 河川沿いは、アジサイなど季節感を感じることが出来る植栽とし、水辺のみどりの連続性確保に努める。</p> <p>□ 河川や舟からの見え方を意識し、ベランダなどを緑化するよう努める。</p> <p>□ 亀戸浅間神社や富士塚（弁塚（こうがいつか））の周辺は、みどりの連続性確保に努める。</p>	
眺め	<p>□ ふれあい橋をはじめとする橋や水辺、遊歩道、舟からの連続的な河川空間の眺めを妨げないよう配慮する。</p>	

※平成26年11月1日に江東区景観計画を一部改定し、下記の事項を追加しました。

平成27年1月5日届出から適用となります。
 「集合住宅のバルコニーやベランダについては、道路から洗濯物が見えにくい構造・意匠とするとともに、エアコンの室外機等が目立たないよう配慮する。」

3-5-7 公共施設整備に係わる配慮事項

亀戸景観重点地区の公共施設の整備にあたっての基本的な考え方として、以下の配慮事項を定めます。

景観重点地区内における区の公共施設については、配慮事項に基づき整備を行い、景観形成の先導的な役割を果たします。

また、国や都の公共施設については、景観重点地区外に渡ることから、各施設の一体性と整合を図りながら、下記事項に配慮するよう協力を求めています。

表 亀戸景観重点地区における公共施設整備に係わる配慮事項

区域/エリア	配慮事項	
亀戸3丁目周辺区域	区域全体	<input type="checkbox"/> 道路などの公共物は、回遊性や寺社などへの誘導を意識し、形態・意匠などを工夫する。 <input type="checkbox"/> 寺社周辺の公共物は、歴史・文化的資源と調和するよう、形態・意匠などを工夫する。
	亀戸天神社・普門院・光明寺周辺エリア	<input type="checkbox"/> 道路やサインなどの公共物は、亀戸天神社をはじめとする歴史・文化的資源への誘導を意識し、形態・意匠などを工夫する。
	亀戸香取神社・香取大門通り会周辺エリア	<input type="checkbox"/> 香取大門通り会の公共物は、昭和レトロをイメージし、形態・意匠などを工夫する。
	亀戸天神通り商店街エリア	<input type="checkbox"/> 亀戸天神通り商店街の通りは、亀戸天神社とのつながりを意識し、歩きやすい空間となるよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 亀戸天神社の参道付近の公共物は、参道の極との調和に配慮する。
	路地空間エリア	<input type="checkbox"/> 路地は、落ち着いた雰囲気を感じられ、そぞろ歩きを楽しめるよう工夫する。
明治通り沿い区域	区域全体	<input type="checkbox"/> 公共物は、駅を中心として、拠点性や明治通りの連続性に配慮する。
	亀戸駅前エリア	<input type="checkbox"/> 駅前広場の公共物は、歴史ある亀戸の玄関口にふさわしい空間となるよう、形態・意匠などを工夫する。
	明治通り沿いエリア	<input type="checkbox"/> 明治通りは、全体的に歩行者に配慮した空間となるよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 亀戸四丁目交差点などポイントとなる箇所の公共物は、亀戸3丁目周辺区域などへいざなう重要な分岐点として、歴史ある亀戸の雰囲気が感じられるよう、形態・意匠などを工夫する。 <input type="checkbox"/> 公共物は、連続性や周辺の雰囲気との調和に配慮する。

区域/エリア	配慮事項
横十間川沿い区域	<p>区域全体</p> <p>□公共物は、水辺とまちの一体化や親水性および連続的な空間づくりに配慮する。</p>
	<p>横十間川沿いエリア</p> <p>□公共物は、親水性に配慮するとともに、歴史・文化的資源との調和や河川とまちの一体化に努める。</p> <p>□公共物は、まちから河川へのアクセスに配慮し、配置を工夫する。</p> <p>□乗船場は、まちへと導く水辺の玄関口となるよう工夫する。</p> <p>□舟からまちの様子が見えやすいよう工夫する。</p> <p>□遊歩道から水面が感じられるよう、手摺りは、視界をさえぎらないような形態とする。</p> <p>□遊歩道は、まちの特色に合わせて、変化に富んだ空間となるよう工夫する。</p> <p>□サインは、龍眼寺をはじめとする歴史・文化的資源などへの誘導を意識し、和をイメージしたものとなるよう、素材や配置を工夫する。</p> <p>□照明は、落ち着きのある夜間景観に配慮する。</p> <p>□フェンスは、龍眼寺をはじめとする歴史・文化的資源と調和し、その雰囲気を感じないよう工夫する。</p>
	<p>文泉公園周辺エリア</p> <p>□公共物は、亀戸駅前から水辺への連続性確保に努めるとともに、亀戸地区全体の回遊性に配慮する。</p>
北十間川沿い区域	<p>北十間川沿いエリア</p> <p>□公共物は、親水性に配慮するとともに、水辺景観との調和に努める。</p> <p>□公共物は、まちから河川へのアクセスに配慮し、配置を工夫する。</p> <p>□水辺空間は、人や舟運の流れを意識し、回遊性の確保に努める。</p> <p>□親水性を意識した四季を感じる護岸づくりに努める。</p> <p>□遊歩道は、まちの特色に合わせて、変化に富んだ空間となるよう工夫する。</p> <p>□照明は、落ち着きのある夜間景観に配慮する。</p>
旧中川沿い区域	<p>旧中川沿いエリア</p> <p>□公共物は、親水性に配慮するとともに、水辺景観との調和に努める。</p> <p>□水辺空間は、河川の利用に配慮するとともに、人や舟運の回遊性の確保に努める。</p> <p>□自然的な護岸の特徴を生かし、彩り豊かな河川空間づくりに努める。</p> <p>□公園は、水辺を意識し、河川と公園が一体的な空間となるとともに、自然や水辺と調和するよう工夫する。</p> <p>□照明は、落ち着きのある夜間景観に配慮する。</p>